

生徒心得

校訓（自律・信愛・究理）のもとに自己の資質の向上をはかり、自分の言動に責任を持つとともに、明朗で規律ある自主的な学校を建設することに努めよう。

1 学習

学習は生徒の本分である。寸暇を惜しんで、真理探求の精神と創意工夫の意欲とを持って学習に努めよう。

2 部活動

部活動は自主性を育てる場であり、学習の一環でもある。最後までやり遂げよう。

3 礼儀

礼儀は心の表れである。常に高校生としての誇りを持って行動しよう。特に挨拶はすすんでしよう。

4 容儀

容儀は人格の表れである。清潔端正にし、高校生としての品位を失わないようにしよう。

5 交友

互いに切磋琢磨して、人格の向上をはかるのは学校生活の特色である。互いに真心を持って交わり、より良い交友関係を作ろう。

6 登校・下校

- (1) 交通マナーを身につけ、安全に心がけよう。
- (2) 2月～10月は18時50分、11月～1月は18時20分を下校完了とする。
その後居残る場合は、担当職員を通して許可を受けること。

7 校外生活

- (1) 不健全な娯楽場（18歳未満の者の入場を禁じている場所）や酒類提供の飲食店への出入りは禁止する。
- (2) 午後10時以降の外出は原則として禁止する。

8 届出

次の場合は、速やかに学級担任に届けること。

- (1) 欠席・遅刻・忌引きの場合。但し、病欠1週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添えること。
(原則として保護者を通して、電話で連絡すること)
- (2) 下宿するとき、また下宿を変える場合。
- (3) 住所、保護者の変動、また保証人を変える場合。
- (4) 学校の器具・設備を汚損した場合。
- (5) その他学校が必要と認めた場合。

9 願出

次の場合は、学級担任を通して、生徒指導部に願い出て、許可を受けること。

- (1) 各種の催し物に出場する場合。
- (2) 校外各種団体に加入し、又はその行事に参加する場合。
- (3) 集会をする場合。
- (4) 異装をする場合。
- (5) 原付自転車・普通自動車免許の取得をする場合。
- (6) アルバイトを行う場合。
- (7) 印刷物を掲示する場合。
- (8) 旅行をする場合。
- (9) 自転車通学をする場合。
- (10) その他学校が必要と認めた場合。

10 アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。

11 所持品

- (1) 身分証明書は必ず携帯すること。
- (2) 携帯電話（スマートフォンを含む）、タブレット型端末やパソコン・マンガ類・遊具類など学校生活に不必要な物の校内持ち込みを禁止する。
(ただし、学校で配付するタブレット端末及び許可を得た携帯電話（スマートフォンを含む）は可とする。持ち込みについては携帯電話校内持ち込みに関する運用規定を遵守すること。)

12 懲戒

- ①教育上必要があると認めるときは、校長及び教員は、生徒に懲戒を加えることができる。
- ②前項の懲戒のうち、退学、停学、謹慎及び訓告の処分は、校長が行う。
- ③前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。
 - ア. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - イ. 学力不振で成業の見込みはないと認められた者
 - ウ. 正当の理由なくして出席常でない者
 - エ. 学校の秩序を乱し、その他の生徒としての本分に反した者

服装規定（持ち物、頭髪を含む）

規定は下記のとおりであるが、更に細部については職員の指導に従うこと。
校外においても高校生らしい服装に心掛けること。

- (1) 登下校の際には平日、休日を問わず必ず制服を着用すること。なお、部活動で登校する際、相当の理由があり、部顧問が許可した場合は、校名入りのジャージによる登校を認める。
- (2) 制服の着こなしについては、別紙を参照すること。
- (3) 靴下
靴下は男女とも学校指定のものとする。女子のストッキング（肌色）は可。
- (4) ベルト
黒・紺・茶系の無地。多数の金具や装飾のついたものは不可。
- (5) 通学靴
学校指定の革靴（黒のローファー）とする。
- (6) 校舎内スリッパ
学校指定のものを使用すること。（1年：赤、2年：青、3年：緑）
- (7) 通学カバン
学校指定カバン（黒）とする。教科書類は必ずカバンに入れ、考査の時も持参すること。学校行事などで授業がない日に限り持参しなくてもよい。改造、シールやステッカーの貼り付け、落書きなどは禁止する。
- (8) 補助バッグ
体育用具や各種シューズを入れるためのものである。華美なもの、紙袋やファスナー等で口が閉まらないバッグ類は禁止する。補助バッグのみでの登校は禁止する。
- (9) マフラー・ネックウォーマー
防寒の為、無地（黒・紺・茶・グレー・白・エンジ・キャメル）であれば、着用を認める。
サイズは縦50cm・横180cm以内とし、自転車通学生については、事故防止のためネックウォーマーを着用すること。
- (10) 夏の肌着
男女ともに、夏服のカッターシャツ及びブラウスの下に着用する肌着は、淡色で、華美なプリントや刺繍等がほどこされていないものを着用すること。なお、肌着の胸部に、商標等（縦5cm、横5cm程度）がついているものは可とする。
- (11) 冬服着用時の留意点
男子：上衣の下に着用するものについての指定はしないが、黒、紺、グレーなど華美ではない物を着用し、赤、ピンク、黄色等の華美なものは着用しないこと。また、防寒具のセーターについては、黒、紺、グレーのものを着用してもよい。
女子：セーター、ベストは学校指定のものを使用すること。
- (12) 頭髪基準
清潔、端正を旨とし、パーマ・染色等の加工や、流行を模倣した極端な髪型は禁止する。
指導等において特別配慮を要する生徒については、「頭髪等に関する配慮願」を学級担任に提出すること。
提出された「頭髪等に関する配慮願」の内容を審議した上で、本人・保護者と共通理解を図る。
男子：前髪は、眉にかからない。後ろ髪は、襟にかからない。横髪は、耳にかからない。もみあげは、耳を超さない。
女子：前髪は、眉を超さない。後ろ髪は、肩をおおわない。長い場合は、前髪をきちんと分けたり、横髪は後ろ髪と一緒に黒、紺、茶系のゴムで結ぶか、ピン（細い物のみ）で止める。
ただし、髪飾り類は禁止する。
- (13) 異装
やむを得ない理由で異装をする生徒については、異装許可願を提出すること。

校舎使用上の注意

1 正面玄関

正面玄関の出入りは原則として禁止する。

2 下足室

グランドシューズは上段に、体育館シューズは中段に、通学靴及びスリッパは下段に入れること。なお、最上段には物を置かないこと。

3 教室

カーテンは必要などきだけ使用し、下校時は開けておくこと。又、原則として18時までには校舎から退出すること。

4 ロッカー

体育用具（体操服、シューズなど）、実習用具等を入れるのに用い、認められていない教科書類の保管に用いないこと。

5 トイレ

清潔に心がけること。職員用、来賓用は使用しないこと。

6 特別教室

管理責任の先生の許可を受けて使用すること。

7 部室

部活動以外は、使用しないこと。

8 掲示・放送

校内掲示は生徒指導部、教室掲示は担任の許可を受けること。なお放送は係の先生の許可を受けること。

9 昼食

昼食は、自教室又は語らいの広場を利用し、それ以外の場所での飲食はしないこと。

交通規定

1 自転車

- (1) 自宅から学校、または、最寄りのバス停及び駅までの距離が2km以上あること。
自転車通学登録カードを提出し許可を得ること。
- (2) 校内では、乗車禁止。
- (3) 登・下校の際は、正門を利用すること。通用門・裏門は、危険なので利用しないこと。
- (4) 学校の定めた登録番号票、側面反射板を車体に取り付け、指定された場所に整頓して駐輪すること。

2 バイク

- (1) 自宅より最寄りのバス停及び駅まで4km以上で、下記事項に該当する者に限り許可することもある。
適当な交通機関がない。
部活動で下校が遅くなり、交通機関がなくなる。
- (2) 経済的理由により、本人の手助けが必要な場合許可することもある。

3 普通自動車免許

3年生で、卒業後就職を希望する者、または、進路先が決定した者に、別に定める規定により普通自動車免許取得のための自動車学校等の入校を認める。

なお、自動車学校への入校は1期が12月25日以降、2期が2月1日以降となり、教習は授業や学校行事に支障がない日に限る。